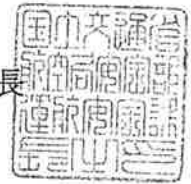


国空航第322号

令和元年6月6日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議に伴う協力依頼について

令和元年6月8日から9日の日程で福岡県福岡市において、G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議が開催される予定となっているところ、国内外要人の身の安全と諸行事の円滑な遂行を確保するため、警察庁からの警備協力を要望されているところです。

つきましては、来日期間中における下記事項についてのご理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 飛行自粛等に関する航空情報（ノータム）を踏まえた適切な運航

警察当局からの要請に基づき、別添1のとおり小型航空機の飛行自粛等を要請する航空情報（ノータム）を発出したので、同内容を踏まえ適切に運航すること。なお、飛行自粛等の対象となる小型航空機には、滑空機、超軽量動力機、落下傘降下を伴う航空機等も含まれることに留意すること。

また、航空情報（ノータム）の変更など、引き続き航空情報（ノータム）の発出状況を十分に確認し、その内容を踏まえ、適切に運航すること。

2 小型無人機等飛行禁止法に基づく指定区域上空の飛行禁止及び飛行自粛

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）」（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）の規定に基づく外務省告示（別添2）により、ヒルトン福岡シーホーク及び舞

鶴公園並びにその周辺地域が飛行禁止区域として指定された。これにより、6月7日より10日までの間は、同法に基づき、小型無人機、操縦装置を有する気球、ハングライダー（原動機を有するものを含む）、パラグライダー（原動機を有するものを含む）等による同区域上空の飛行は禁止される。

なお、小型無人機等飛行禁止法の概要及び飛行禁止区域の詳細については、以下のホームページを参照すること。

○小型無人機等飛行禁止法の飛行禁止区域に関する情報（外務省ホームページ）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page23_002977.html

○小型無人機等飛行禁止法に関する情報（警察庁ホームページ）

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

以上



NOTAM Detail

DATE: 06/04/2019 07:02

KEYS: LOCATION: RJFF

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

ITEM-E: ALL ACFT

New :Issued within 24 hours  :Urgent [to AIP-SUP](#) :Linked AIP-SUP

New

040535 RJAAYNYX
(0415/19 NOTAMN
Q)RJJJ/QRCA/IV/BO/AW/000/030/3335N13022E002
A)RJFF B)1906070800 C)1906091230
E)ALL ACFT ARE REQUESTED TO AVOID FLYING IN FLW AREA AS FAR AS
POSSIBLE IN ORDER TO PREVENT AN UNSAFE CONGESTION OF ACFT AND
TO SECURE THE VIP
1.AREA:
A. WI A RADIUS OF 500M OF 333541N1302134E
(HILTON FUKUOKA SEA HAWK, FUKUOKA-SHI)
B. WI A RADIUS OF 500M OF 333515N1302245E
(MAIZURU PARK, FUKUOKA-SHI)
2.EXCEPTION:
(1) ACFT ON PATROL MISSION OPERATED BY POLICE DEPARTMENT
(2) ACFT ON URGENT MISSION FOR FIRE FIGHTING AND RESQUE
(3) IFR FLT TO/FM FUKUOKA AP/RJFF
(4) ACFT ON URGENT MISSION WITH PRIOR NOTICE TO
FUKUOKA PREFECTUAL POLICE DEPARTMENT
TEL: 092-641-4141(EXTENSION 6421 OR 5891)
F)SFC G)3000FT AMSL)

[Contact us](#) | [Policy](#)

All Rights Reserved. Copyright©2008, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



○外務省告示第二十六号

G20大阪サミット関連行事の福岡市開催に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和元年六月四日

外務大臣 河野 太郎

一 ヒルトン福岡シーホーク

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の区域
令和元年六月七日から令和元年六月十日まで	福岡県福岡市中 中央区	福岡県福岡市中 中央区
	地行浜二丁目二番三号	地行浜二丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）

対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域		
	福岡県福岡市中 央区	地 域
福岡県福岡市早 良区	地行浜一丁目一番、二番、四番から八番（次の図面に示す部分に限る。）及び九番、地行浜二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）、二番及び三番 百道浜一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）、五番（次の図面に示す部分に限る。）、及び六番、百道浜二丁目一番及び四番（次の図面に示す部分に限る。）	次に掲げる点を 順次に結んだ点 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域のうち陸地
一 北緯三十三度三十五分五十六秒、東経百三十度二十一分三十七秒の点	二 北緯三十三度三十五分五十七秒、東経百三十度二十一分四十一秒の点	三 北緯三十三度三十五分四十一秒、東経百三十度二十二分〇秒の点
四 北緯三十三度三十五分四十秒、東経百三十度二十一分五十		

	以外の区域	七秒の点 五 北緯三十三度三十五分二十八秒、東経百三十度二十一分三十六秒の点 六 北緯三十三度三十五分二十八秒、東経百三十度二十一分三十二秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

二 舞鶴公園

期間

令和元年六月七日から令和元年六月十日まで

備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含	対象外国公館等の所在地	福岡県福岡市中	城内二番
	対象外国公館等の区域	福岡県福岡市中 中央区	城内二番から五番、八番、十番及び十一番（次の図面に示す部分に限る。）
	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	福岡県福岡市中 中央区	荒戸一丁目一番から六番まで、荒戸二丁目一番及び二番、大手門一丁目三番から九番まで、大手門二丁目三番、大手門三丁目一番から十五番まで、大濠公園一番（次の図面に示す部分に限る。）及び二番、城内一番から十一番まで（次の図面に示す部分に限る。）、大濠一丁目一番、二番及び四番、六本松一丁目一番、三番、四番及び十三番、赤坂二丁目六番、赤坂三丁目四番

まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域内の公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

ヒルトン福岡シーホーク周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。また、地図上
に記載した区域を示す線はデータ作成上の
誤差を含んでいます。そのため、区域の概略
の位置を示す参考図として御利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



舞鶴公園周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の敷地



対象施設周辺地域

